

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

氏名 株式会社山本産業

代表取締役 山本 紀昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和5年1月20日

許可の有効年月日 令和10年1月19日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 業の区分

破砕施設による中間処理

#### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ク がれき類以上8品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年1月20日 新規許可

平成20年1月20日 更新許可

平成25年1月28日 更新許可

平成30年1月23日 更新許可

令和5年1月20日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間接処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (平成15年1月9日 設置) (平成14年12月11日 許可) (許可番号 横健-3515)	47.6 t/日	1	秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5